

議事日程第5号

平成30年6月18日(月)午前10時開議

日程第1 一般質問

~~~~~  
本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

~~~~~  
出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	山	村	明	議員	2番	工	藤	正	雄	議員		
3番	堤		郁	雄	議員	4番	佐	藤	忠	次	議員	
5番	佐	藤	弘	司	議員	6番	山	田	富	佐	子	議員
7番	高	橋		壽	議員	8番	高	橋	英	夫	議員	
9番	齋	藤	千	惠	子	議員	10番	鈴	木	藤	英	議員
11番	皆	川	真	紀	子	議員	12番	成	澤	和	音	議員
13番	鳥	海	隆	太	議員	14番	相	田	光	照	議員	
15番	中	村	圭	介	議員	16番	海	老	名	悟	議員	
17番	島	軒	純	一	議員	18番	小	久	保	広	信	議員
19番	太	田	克	典	議員	20番	我	妻	徳	雄	議員	
21番	木	村	芳	浩	議員	22番	相	田	克	平	議員	
23番	島	貫	宏	幸	議員	24番	小	島		一	議員	

欠席議員(なし)

~~~~~  
出席要求による出席者職氏名

市長 中川勝 副市長 井戸将悟

|             |       |            |      |
|-------------|-------|------------|------|
| 総務部長        | 後藤利明  | 企画調整部長     | 我妻秀彰 |
| 市民環境部長      | 堤啓一   | 健康福祉部長     | 小関浩  |
| 産業部長        | 菅野紀生  | 地方創生参事     | 武発一郎 |
| 建設部長        | 杉浦隆治  | 会計管理者      | 猪脣郁子 |
| 上下水道部長      | 宍戸義宣  | 病院事業管理者    | 渡邊孝男 |
| 市立病院長       | 渡辺勲孝  | 総務課長       | 安部道夫 |
| 財政課長        | 遠藤直樹  | 総合政策課長     | 安部晃市 |
| 教育長         | 大河原真樹 | 教育管理部長     | 渡部洋己 |
| 教育指導部長      | 佐藤哲   | 選挙管理委員会委員長 | 小林栄  |
| 選挙管理委員会事務局長 | 村岡学   | 代表監査委員     | 森谷和博 |
| 監査委員会事務局長   | 宇津江俊夫 | 農業委員会会長    | 伊藤精司 |
| 農業委員会事務局長   | 宍戸徹朗  |            |      |

出席した事務局職員職氏名

|      |       |        |      |
|------|-------|--------|------|
| 事務局長 | 高野正雄  | 事務局次長  | 三原幸夫 |
| 庶務係長 | 金子いく子 | 議事調査係長 | 渡部真也 |
| 主査   | 堤治    | 主任     | 齋藤拓也 |

## 午前 9時59分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第5号により進めます。

### 日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、市立病院建てかえ用地の選定について外  
1点、1番山村明議員。

〔1番山村 明議員登壇〕 (拍手)

○1番（山村 明議員） おはようございます。

けさ方、大阪で大きな地震があったようでござ  
います。交通網や停電ということで大変な状況だ  
と思いますが、先ほど、人的被害がお一方出でお  
るようすけれども、これから被害の状況がわかつ  
てくるのかなというふうに思っております。そ  
の災害に対してお見舞いをまず申し上げておきたい  
というふうに思います。

そして昨日、相田克平議員からワールドカップ  
の話が出ておりました。私も非常に関心を持って  
見ておりまして、肝心の日本の第1試合があす行  
われます。

やはり4年前の前回大会で何があったかとい  
いますと、中米のコスタリカという国が大活躍をいた  
しまして、全く無印だったチームが予選リーグ  
を勝ち上がってベスト8まで進んだという非常に  
すばらしい結果だったわけであります。コスタリ  
カという国は人口が500万人ございませんで、450  
万人ぐらいの人口だったわけであります。先日の  
試合で、アイスランドという国が優勝候補のアル  
ゼンチンと、点数を入れて1対1の引き分けとい  
うことが出てまいりました。この国は人口が35万

人というとんでもない小国なんですね。その国が  
サッカービッグのアルゼンチンと引き分けをやった  
と。アルゼンチンにとっては負けに等しい結果で、  
こういう小さな国、今まで弱かった国が活躍する  
というのは非常にすばらしいことだなというふう  
に思っております。そういったことで、これから  
の米沢市政も何か光り輝くような方向に進んでい  
ただきたいものだというふうに思います。

それでは、市立病院の建てかえにつきまして。  
市立病院は、昭和40年に置賜病院を市立病院と改  
めて現在地に建設されました。ことで53年目と  
なり、殊に管理棟・外来棟は老朽化が非常に進ん  
でおります。

私は、図書館を建設するときに反対をいたしま  
した。昨年の6月議会では、市役所の庁舎建設の  
議案に櫻田門の会派の皆さんとともに反対をいた  
しました。一番古い市立病院を差しおいて次々と  
新しいものをつくっていく、これでは現在の高齢  
化社会に対応できなくなり、なおかつ、団塊の世  
代が70歳となり、この医療ニーズに応えられなく  
なるのではないか。米沢市の人口減少と  
高齢化は待ったなしで、どんどんと進んでおりま  
す。市民の市立病院への期待に応えていけるので  
しょうか。

市立病院建てかえ用地の選定について。5月か  
ら6月にかけて、「市立病院の建設候補地として  
の市有地検討について」の中で、現在地のほかに、  
2、すこやかセンター、3、人工芝サッカーフィ  
ールド、4、松川公園（陸上競技場を含む）、5、  
北村公園（テニスコートを含む）、6、西部公園  
（西部野球場を含む）、7、八幡原公園、8、南  
原中学校、9、オフィス・アルカディアと、建設  
候補地に現在地とほか8カ所が上がってまいりま  
した。その一覧表を見てみると、問題のあると  
ころの欄にカラーの色かけがしてあります。8カ  
所に5項目で、全体で15項目の色かけがしてあり、  
1カ所は5項目で色かけがされています。

しっかりした候補用地はほとんどなかったので

はないか。土地開発公社の南部土地区画整理事業先行取得用地はなぜ候補地の一つにならなかつたのかお伺いをいたします。

本市のまちづくりについて。市立病院などの大きな敷地を伴う大型公共施設の建設については市の構想があるべきではないか。

以上、1回目の質問を終わります。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

[渡邊孝男病院事業管理者登壇]

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、質問項目1、市立病院建てかえ用地の選定についてお答えいたします。

このたびの平成30年度予算に対する附帯決議では、「本市が保有する他の土地を建設候補地に加え、費用面や利便性・公共性について、再度十分に調査し検討を行うこと」とされておりましたので、市当局の協力を得ながら検討してまいりました。

候補地の選定に当たりましては、全ての市有地を対象とした上で、面積要件、用途制限、地形や性質上の観点など客観的な条件から、現在地を含めた9つの候補地に絞り込んだところであります。また、9つの候補地については、都市公園法などの法的な課題のほかに、代替施設、中心市街地からの距離、交通アクセスなどの課題があり、さらに三友堂病院が三友堂リハビリテーションセンターの機能を集約して、市立病院と同一敷地内に建設することになったことにより、面積要件や交通アクセスなどの課題がより厳しくなったところであります。

一方、現在地についても、建設用地確保のために一部の建物や駐車場の仮設が必要となり、また建物の配置にもよりますが、市道の一部廃止や民有地の購入なども検討していくかなければならず、9つの候補地それぞれに一長一短があり、決定的な場所としてお示しできなかったところであります。

しかし、米沢市の最重要課題であります救急医

療の維持、強化という所期の目的を達成するためには、可能な限り早期に建設する必要があり、その期限も平成35年度としていることから、現実的に諸課題を解決し、実現可能な場所としては現在地以外ないと判断したところであります。

現在地での建設に際しましては、患者さんや近隣住民の皆さんに極力御不便や御迷惑をかけないよう細心の注意を払うとともに、計画の段階から十分な説明やきめ細やかな対応を通して御理解いただけるよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

[我妻秀彰企画調整部長登壇]

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、2の本市のまちづくりについての御質問にお答えします。

大規模な公共施設の新築や建てかえを行う場合は、当然のことながら、行政としての政策的な決定が必要となります。原則として本市のまちづくりの指針である米沢市まちづくり総合計画の中で長期的なスパンで計画を立てていくこととなります。

御存じのとおり、まちづくり総合計画は10年間のさまざまな施策の方針を定めた計画ですが、具体的な個別の事業については、2年ごとに策定する実施計画の中で、財政的な裏づけもしっかり確認しながら、整備内容や実施計画などの方針を決めて事業化をしているところです。

また、施設の整備に当たっては、その規模や内容によりますが、施設の利用者を含めた市民の方々や各種団体、関係者などからさまざまな意見をお聞きしながら、基本計画などの取りまとめをしていくことになりますので、その過程において、当初の予定とは多少変更が生じたり修正をしていく必要が出てくる場合もあり、それぞれの状況において適宜判断を行い、整備をしてきたところであります。

次に、今後の公共施設の整備の進め方についてお答えします。

御存じのとおり、本市では公共施設の老朽化対策の取り組みとして、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定しており、施設整備の内容を決定する際にはこの計画に照らし合わせて推進することとしております。

この計画では、本市の公共施設の現状を把握、分析し、長期的にどうしていくかを見据え、更新や統廃合、また長寿命化などを計画的に行いながら、より効率的な行政経営を推進するために、公共施設に関する3つの基本原則を定めております。

この中で基本原則の1つ目には、保有総量の適正化を図るために、箱物と呼ばれる建物系施設の延べ床面積の削減目標を定めております。具体的には、今後20年間で延べ床面積を全体で20%削減することを当面の目標と定め、現在の各施設の建てかえなどを行う場合は、この目標に照らし合わせて、施設の規模などを十分に検討して進めているところであります。

こうした検討をしていくに当たっては、副市長をトップとし、部長級で組織する府内検討委員会においてその方向性を定めていくことを基本とし、計画の策定段階から、集約化、規模縮小、複合化などの可能性について、施設所管部署の垣根を超えて検討を行っているところであります。

昨年度の実績としましては、寿山荘、第三中学校寄宿舎の廃止、さらに山上コミュニティセンターの旧敬師児童センターを活用した整備が挙げられるところでありますが、引き続き施設整備を行う際には、既存施設の廃止、移管、さらに施設の今後のあり方も含めて、府内検討委員会においてさまざまな検討や情報共有を行いながら進めてまいりたいと考えております。

また、施設以外にも、維持管理や運営効率の向上を図っていくため、施設運営経費の節減に努めるよう、公民連携などさまざまな視点でその手法の検討を行うこととしているほか、公共施設の安全、安心の確保のため、施設の耐震化や計画的な予防保全型の維持管理に努めるなど、延べ床面積

の削減以外にも施設に係る経費削減の取り組みを進め、今後とも持続可能な市政運営に努めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番(山村 明議員) ありがとうございました。

今まず、三友堂さんとの連携で現在地に建てるというふうな方向性が出てきているわけでございますけれども、どういうレイアウトの建て方になるかはまだ決まっておらないわけでありますけれども、平成35年度に市立病院も三友堂さんとも完成をしていきたい、要するに開業したいというふうな話でございますので、今の状態だと現在地に2つの施設が建つということでございまして、これがレイアウトに示された試案でも、レイアウトが北側の部分の用地に2つとも入る場合には、今の現在の建物を壊して建てるという作業が入ってきた場合にはずれるかもしれないというふうな大体説明と推測されるわけでありますけれども、35年度に向けての見通しというものについてまずお聞きをしておきたい。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勲孝市立病院事務局長 何度か御説明申し上げておりますが、平成35年度の開院、これはずらしたくないというのが私どもの思いでございます。

ただ、可能性として、今、議員おっしゃったように北側に全てを設置するということは、一部建物を壊してからでないと三友堂さんのほうは建設できませんので、その際には若干ずれる可能性があると。ただ、今回お示ししたレイアウトはあくまでも単純化したものを3パターンお示ししましたので、今後のコンサルタントとの協議の中でまた別な案が出ることを期待しているところでございます。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番(山村 明議員) レイアウトがうまくいって、市立病院と三友堂さんが35年度を目指して建設工事等が始まるとなると同じ場所、同じという

か、あのエリアで2つの工事が始まるということで、建設工事の足場、建設工事、そして出入りの業者、そういったものが非常に煩雑で、なつかつ現在の市立病院の利用者、そういったものの利便等を考えると非常に混雑することが予想されるわけでありますけれども、その辺については何とかなりそうだという感触をお持ちなんでしょうか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勲孝市立病院事務局長 現在地建てかえということで、現在の診療を続けながらの建設となりますので、一つはやはり騒音・振動の問題が大きいと思っております。これについては業者のほうと調整しながら、最新の技術を使って患者さん等に御迷惑はおかげしないような対応をしてまいりたいと思います。

あと、駐車場の問題がございます。あの敷地内に建設となると、現在の駐車場が使えなくなりますので、当面、私どものほうの案では河川敷の活用等を考えておりますが、当然距離が伸びますので御不便をおかけすることを懸念しております。その際にはマイクロバス等を使いながら、できるだけ患者さんに御負担をかけないように対応していきたいと思っております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） 三友堂さんが、そうしますと、現在の市立病院の用地のどこかに建てられるんだろうというふうになるわけでありますけれども、その場合、三友堂さんとの土地の状況については、売買となるのか貸借となるのか貸与となるのか、その辺はどのようになるのでしょうか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勲孝市立病院事務局長 おっしゃるとおり土地の取り扱い、通常、一般的には売却や貸し付けというのが想定されていますけれども、今後、具体的には基本計画を策定していく過程で協議してまいりたいと思います。その他の方法も念頭に置きながら対応してまいりたいと思っております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） 今、その他の方法というお話をございましたけれども、そうなると無償貸与なんていう選択肢もあるのでしょうか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勲孝市立病院事務局長 それは想定してございません。今想定しているのは、例えばなんですが、等価交換というのもあるのかもしれません、ただ、三友堂さんの土地の活用について、私どものほうも整理し切れていませんので、可能性としては申し上げますけれども、これはしっかり検討する必要があると思っております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） それで、ただいま候補地として、附帯決議に伴って市有地を挙げたということでございますけれども、私の通告文書に書いてありますように、私は土地開発公社の南部土地区画先行取得用地、やっぱりこれが候補地に挙がらなかつたということで、私も民生常任委員会でございますので、委員会の場面でもお聞きは一応さらっとしたつもりではございます。ただ、米沢市が後ろ盾となって土地開発公社に南部土地区画のときに先行取得をしていただいたわけでありまして、この場合、将来的に米沢市が使用する土地ということで、将来買い戻すと、そういう約束のもとに土地開発公社の取得があったものだというふうに思うわけであります。この場合、面積がどれだけになっておるかと申しますと、5万18.45平方メートル、帳簿価格で5億4,000万円という、面積的にはたっぷり十分に間に合うだけの土地だったというふうに思っております。

取得途中で南部土地区画の事業が中断したわけでございまして、土地がきれいな区画にはなっておらない。要するに買えるところから買っていったということで、ある部分については虫食いというか、そういう状態の部分もあって、そういったところの土地の交換分合とか、取りつけ道路等の問題があろうかなというふうには思うんですけれども、米沢市の手のうちにこれだけの5万平米と

いう膨大な土地がありながら、こういったときに候補地となり得なかつたというのは非常に私は残念でならないわけであります、その辺、土地開発公社の土地の今後の運営、展開……、土地開発公社も2つが1つに統合されまして、今、職員の方も非常に少ないということで、実質は米沢市が主導権を持って運営していかなければならぬんだろうというふうに思っております。そういう意味で、今後のこういった土地の運営、展開、どのように考えておられますでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 南部地区住宅用地の経緯につきましては、今、議員お述べのとおりでございます。

南部地区の住宅用地につきましては、もともと南部土地区画整理事業とあわせて、都市計画道路の万世橋成島線の整備にあわせた事業でありましたので、現状では道路や雨水排水路等のインフラが不十分な状況になっております。それらのインフラの整備につきましては多額の事業費と長い期間が必要でありますので、本市単独での南部地区住宅用地の活用は非常に困難な状況にあると考えております。

したがいまして、本市の重要事業要望に掲載しているとおり、県施行で万世橋成島線の整備を求め、その実現にあわせまして、南部地区住宅用地の活用を検討する必要があるのではないかと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） やはり南部土地区画での物件に関して問題は、年数が、平成4年に買収が始まりまして、平成8年に白紙となったわけであります。そこからかなりの年数がたっておりまして、相続登記などがきちんとなされておられなかつたり、ますます時間がたてばたつほどに非常に難しい問題になっていく部分があるのかなという心配がされるわけであります。それとともに、土地がきれいな区画になっておらないわけですの

で、米沢市で利用するとすると、そのところを土地の交換分合等を何らかの形で進めていかなければならぬんでないかなというふうな思いと、やはり取りつけ道路等の部分を整備するとか、そういうことをしていかないといつまでも、5億4,000万円という今の帳簿価格ですけれども、そういうものについて何らかの手だてをしていかなければならぬというふうに思いますけれども、将来のその辺をどのように考えておられるかをお聞きしたい。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 先ほど議員お述べのとおり、この土地につきましては、当時、財団法人であります米沢市開発公社のほうに、米沢市がその事業のために買収をお願いした経過がございますので、そういう経過もありますので、今現在は5億4,000万ほどでありますけれども、その取得に要した経費につきましては、現在一般会計のほうから無利子で貸し付けをしているところでございます。

先ほど申したとおり、やはりあの土地を有効に活用するには万世橋成島線の整備が必要不可欠でございますので、その整備の要望をさらに詰めていきながら、そしてその要望とあわせながら、今後の土地についての活用を検討していく考え方でございます。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） せっかくの膨大な面積の土地でありますし、ひとつ米沢市の将来にとって有効に活用できるように、うまく運用していただきたいというふうに要望を申し上げておきます。

それから、先ほど市立病院の用地でありますけれども、工事中のスペース等にはかなり厳しい場面が出てくるのかなと。なおかつ、冬期の積雪期なんかは、工事がなるべく入らないような形にでも持つていかれるのか。病院利用者の冬期間の駐車スペースというのも非常にあれなんですかとも、先ほど河川敷の利用、マイクロバスで送迎というふうなお話がございましたけれども、冬期

の工事中のスペース、それから冬期のその辺の駐車場対策等はどのように考えておられますか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勲孝市立病院事務局長 現在地建てかえですので、当然スペース的には敷地的に制約を受けるということになります。こちらはCMなりのコンサルのほうと、経験豊富な業者と思っておりますので、そこら辺等は具体的な相談、詰めをしていきたいと思っております。

あと駐車場の問題ですが、これは先ほども申し上げましたが、避けて通れないものでございます。ただでさえ積雪期の駐車場の確保については今も苦慮しているところでございますが、ましてや今度、河川敷と離れますので、そこら辺の体制、いろいろな課題がございますけれども、できるだけ患者さんに御不便をおかけしないように対応していかなければならぬと思っております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） 平成31年度米沢市重要事業要望、これが出てまいりまして、ここに新規として、米沢市立病院建てかえ事業の推進についてという項目が出てまいりました。この一覧の中で最後に、市立病院の建てかえ事業の推進について財政措置を要望していくものであるというふうにありますけれども、今までの説明ですと建物については特段補助というか、そういうものは見込めていないと。だけれども医療機器等の、中に入るるものについては交付税措置等があるものだというふうにお聞きしておったわけでありますけれども、今回の新規でここに載つてきたということは、建物についても要望していくんだというふうなことなのでしょうか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勲孝市立病院事務局長 今の交付税措置は、建物も医療機器もどちらも交付税措置の対象になってございます。ただ、いわゆる国の補助事業というものは定型的なものはございませんので、例えばなんですが、県のほうで基金を持っておりま

すけれども、地域医療介護総合確保基金というものがございます。そちらの活用なんかも要望していきたいというのもございます。

あと交付税措置につきましても、現在、建物も医療機器も25%の措置なんですが、それをもっと有利なものにしていきたいということで、現在も若干そういった制度がございますが、期限つきと聞いておりますので、その期限の延長、あと対象範囲の緩和なども要望してまいりたいと思っております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） 要望事業にしっかりと上がってきたので、ひとつ何とか有利な方向で進めるように頑張っていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

次に、今、医療機器という話をいたしましたけれども、今回市立病院が新しくなるわけでありますけれども、私の持論であります、ただ新しい箱物をつくって、ただそれで終わりではやっぱりだめだというふうに思うんですね。新しい機能とかユニークなアイデアとか、何かそこにもう一工夫入れていっていただくことで、将来の米沢市民、そして周辺の利用者の皆様にも喜んでいただけるような市立病院を目指さなければならないんだろうというふうに思っております。

そういう意味で、私の知り合いの方と話をしておって、置賜地区にはP E T検査ができる医療機関がないという苦情をいただいたことがあります。P E Tというのはpositron emission tomographyということで、陽電子放出断層撮影で、何かと申しますと、レントゲンとかC T、M R I、こういったもので見つけにくいがん細胞を検査するのがP E T検査で、がん細胞に目印をつけるというふうになっておるようあります。これでやると1センチ未満の小さな早期がんが発見可能だということで、非常に今、注目されているわけでありますけれども、米沢市内はもちろん、置總にもこの機械はないということで、調べてみると山形県

内では3つの医療機関、山形の山大医学部、山形済生病院、それから酒田の日本海総合病院、ここに3カ所だけあるようあります。置賜地区はないんですけども、福島と会津若松にもあるようあります。

私の友人は、何か体がおかしい、おかしいと言ひながらも、市立病院にももちろん、置總にももちろん行ってわからなかつたと。わからない、わからないで進んできたわけありますけれども、結局、最後、置總に行って、ちょっとおかしい部分が見えるよという、CTかMRIで調べたんだと思うんですけども、山形の済生病院に紹介状を書いていただいてそちらに行ったと。そこでがんだということがわかつたということで、大変な思いをしながら一命は取りとめたわけでありますけれども、これから再発しないように向けながら、頑張って長期の対応を迫られていくわけでありますけれども、そういった意味で、せっかく新しい病院をつくるんであれば、私の提案といたしましてPET検査の機械の導入を、検討というよりもぜひ実施していただきたいというふうに思うわけでありますけれども、その辺いかがですか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勲孝市立病院事務局長 私ども市立病院は、急性期医療を担うということで、当然、高度医療機器を備える必要があろうかと思います。今、議員御提案のPET、CT等々、放射線医療機器もそうなんですけれども、それについても十分検討させていただきたいと思います。

ただ、この場で、私の立場で「わかりました」ともなかなか言いづらいものですから、当然経営的なものもございますし、今おっしゃった例えば山大附属病院とか山形済生病院のほうに設置になっているわけですけれども、そちらとの連携なんかも確認させていただいて、その導入の必要性については十分検討させていただきたいと思います。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） 聞き取りの場面でもお話

はしておったわけですけれども、費用がかなり高額なようだという話なんですが、概略でどの程度かはおわかりになりませんでしょうか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勲孝市立病院事務局長 機器にはいろいろございますので、平均的なもので申し上げますと、設置導入費用に約3億円前後かかります。あと、メンテナンスも数千万、2,000万ほど毎年かかるということで、それに見合うだけの収入が得られるかどうかというのも当然そこは十分検討しなければならないと思っております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） 聞き取りの後に私の友人とたまたま会う機会がありまして、PET検査の機械はかなり高額なようだという話になったわけですけれども、やはりその人と私との話の中では、命にかかる問題なので、高額だからできないというんじゃないなくて、何とか置賜にすばらしい今の医療機械、これをぜひ入るように頑張ってくれというふうに激励を受けてまいりました。ひとつ何とかPET検査の機械が置賜の中核の病院、市立病院としてぜひこれを導入していただくように強くお願いをいたします。

それから、このたび市立病院を建てかえるということで、私、地図を広げていろいろ見てみました。現在の病院のところでは道路のアクセスがいまいちしっかりついていないと。石垣町塩井線ですか、あれができたことによって多少はよくなつたんですけども、堤防の道路あたりがもう一つのメイン道路ということになっておって、非常に道路が不備だなというふうに思っております。

相生橋と万里橋の間というものが、私、地図ではかったところで大体940メーターあります。米沢駅から市立病院までを地図の上で直線で見ますと900メーターぐらいなんですね。だから、意外と駅からは直線距離という形にすると近いのかなというふうに思っております。

ここに地図の上で見ますと、その線上と大体近

い形で、駅前東二丁目線という市道が山形銀行さんから南へ、旧名で小国町のところの丁字路になるところまで、これが駅前東二丁目線、365メーターですけれども、これが市立病院のほうに真っすぐ向かっている形に道路があるように見えるところであります。問題は何かというと、じゃ松川を何らかの形で渡れれば駅から1キロもない行程で市立病院にまで行けると。山形新聞で最上川を児童生徒があれしている記事なんかを見てみると、フットパスという名前で言っているようですけれども、河川敷を、菅野部長の答弁だと飛び石という言葉を使われておりますけれども、あんなのが市立病院のところの河川にうまく渡り石、飛び石を設置できればこれは非常におもしろい。相生橋と万里橋との間が940メーターもありますから、この真ん中辺に、市立病院に行くための駅から真っすぐに歩いて行ける飛び石、こんなものをつくれば非常におもしろいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 お話があったフットパスですけれども、歩くことを楽しむ小道というようなところで、河川に沿って河畔林とか親水という目的で設置されている場所がいろいろあるようです。

ただ、その目的ですけれども、健康増進とか自然に親しむといった目的がある中で、病院に向かう道という目的はいかがなものかというふうに思われます。

そして松川のような幅を持った定時流量があるところに飛び石を設けるということは、安全面からは現実的ではないというふうに思えますので、御理解のほうをよろしくお願ひいたします。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） まず、駐車場の確保のために、河川敷部分を何らかの形でレイアウトなり多少の工事をしてもらわなくてはならんという工事が入るわけで、それにあわせて今のフットパス、最上川のかなり上流部分ですので、水量もそんな

に多くはないはずです。その辺の河川敷の工事にあわせてやれば、県の許可等もとりやすいのではないかかなというふうに思います。

それから、あそこは川中島の合戦場でございまして、武田軍高坂隊が川を渡るという設定もございますし、その辺、少しおもしろい企画になるのではないかかなというふうに思いますので。

それから、河川敷のグラウンド面、サッカーグラウンドなんかサッカーで使っておるようですが、やはりボールが時々川に落ちるという場面もありますので、そういう点でもフットパス、飛び石等があればボールを拾いに行くのも非常に便利かなというふうに思います。その辺少し武田軍高坂隊にもなぞらえて、観光面からも手だてはないものでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 まず、上流だからというお話がありましたけれども、お話しのとおり米沢は上流域で、山地のほうにも近づいております。御承知のとおり、近年ゲリラ豪雨ということもあって、山地でゲリラ豪雨があれば短時間のうちに洪水となってしまうような事故も多々発生しております。また、施設をつくるとなると、子供さんが使ったり、あるいは病院に向かう方、体が十分でない方が渡ったりとか、いろいろな安全面で十分配慮しなければならないことが多いかと思いますので、施設として設置するのはなかなか現実的ではないと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、よろしくお願ひいたします。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） 最後になりますけれども、まちづくりの視点でこれからコンパクトシティ一、まちづくりということを考えていきますと、やはり市役所、それから米沢駅、そして病院、それから金融機関、そしてコンビニ・スーパー、こういったものは生活に重要なまちの拠点というふうになっていくわけでありますけれども、今回の市立病院の用地、立地につきましても、まちづく

りの中でこういったものを市民生活の中心というふうに捉えてやっていっていただきたいというふうに思うんですが、どうも今回の市立病院の立地について、まちづくりという観点から見ますと、現在地と、先ほども申し上げましたように、どうもいまいち、ぱりっとした、「おっ、おもしろい候補地を出してきたな」という実現性のありそうな、そういうものが概して見当たらなかったということで、非常に残念に私は思っておるのですが、最後に、そこの辺の当局の見解をお聞きして終わりたいと思います。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 これまででもお話し申し上げてきたところですが、病院という性格上、さまざまな観点で検討しなくてはならないというようなところで、そのようにこれまで内部ではいろいろと協議をしてきたところであります。

まち全体を見た場合に、どのようなところに立地すればいいのかというようなバランスもございますし、先ほど病院側のほうからお話がありました、平成35年まで何としても建設したいと、今後米沢市の医療を守るために時間的な課題も非常に大きいというようなところで、限られた条件の中ですが、検討をさせていただいたところはまず御理解をいただきたいと思います。

また、今後の他の施設においても、さまざまな視点を持って検討させていただかなくてはならないと思います。今後、都市計画のマスタープランなどの策定もありますので、それらの状況も踏まえながら、その中でも検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○島軒純一議長 以上で1番山村明議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

~~~~~

午前11時04分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、学校教育における法教育の充実について、9番齋藤千恵子議員。

〔9番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○9番（齋藤千恵子議員） おはようございます。

一新会の齋藤千恵子です。6月定例会一般質問最終日、大トリを務めさせていただきます。日ごろ考えていることを思いを込めて質問させていただきます。

今回は、学校教育における法教育の重要性について質問いたします。

今、改めて法教育の重要性を取り上げるには理由があります。まず一つは、最近、目を覆いたくなるような痛ましい事件が続き、加害者が抱えていた不満などをはるかに凌駕する理不尽さを感じる事件が相次ぎ、どうしてこんなに多く、残念な、そして残酷なんだろうと考えると同時に、何か根本的な基本的なものが抜け落ちて、あるいは足りていないのではないかと考えたことです。

また、近年、他人の迷惑を考えず、自己中心的な行動をとる人がふえてきていると思います。他人に直接迷惑をかけなければ、あるいは自分が実際に危険な目に遭っていなければ、なぜ注意されているのか理解できない人がふえてきています。大人がマナーや規則を守れない中で、子供たちが守らなければとか、守らせることなどできないのです。

子供たち自身の規範意識、社会性の低下が懸念されています。「子供は社会を映す鏡」と言われるように、青少年の問題は大人社会の問題を大きく反映しているものであり、子供たちは、身近な大人や地域社会のさまざまな環境から強く影響を受けて育っているのです。一方、我が国において、広い意味での法規範が直接的にかかわっているこ

とが常態化し、日本社会そのものが新しい法教育をつくり上げていく時期に来ているのではないかなどと思うからであります。

そしてもう一つの理由は、2020年の新学習指導要領が、法に関する教育のあり方について大きな変化があると思うからです。例えば総合的な学習の時間が、問題解決的な学習を重視する、つまり問題解決に当たってよりどころとなる規範や法のあり方に関する学習が必要になってくるということです。子供たちにとって、小さいときからルールを守ること、他人の意見に率直に耳を傾け尊重すること、このことはいつの時代にも言える普遍的なことだと思うのです。

人間は、口は1つだけれど、目や耳は2つずつある。それは自分が話すことより2倍、人の話を聞くこと、そして多方向から自分の目で見ることが大事だと教えられてきました。

法律は、一般的に余り身近なものではありません。しかしながら、法治国家である以上、法律は誰にでも身近に存在しているのです。もちろんそれは年齢に関係なく、子供たちにとっても同様です。身近なところでは、物を買ったり売ったり借りたりなど、これらは全て民法上の契約ですよね。生活する上で知らないばかりに失敗したり、知つていれば失敗しなかったりということを防ぐ、いわゆる予防法学です。歩むべき道を踏み外さないように、社会のルールや決まり事を小さいときから発達段階に合わせて教える、まして、その決まりやルールのできた趣旨や先人のすぐれた思考の跡をたどる法教育は、この予防法学の観点からも、法律を学ぶ以外に考える力を養う意味でも、非常に価値のある重要な教育だと思うのです。

まず初めに、小項目1つ目、法教育の経緯について質問いたします。

現行の法教育は、その定義、目的も含めどのように取り組んでいるのか。その取り組みについて具体的にお知らせください。

次に、2018年、2019年の移行期間、2020年完全

実施の新学習指導要領では、現行の社会科、道徳等で行われてきた法教育とは何が異なり、どのような目的と方向性を目指しているのか、お尋ねいたします。

小項目2つ目、法教育の現状と課題について質問いたします。

学校現場において法教育の取り組みの状況、つまり現状をどのように捉えていらっしゃいますか。私は、現状ではさまざまな工夫や努力をなさっていらっしゃることとは思いますが、学校現場における法教育の浸透はいまだ低く、広く浸透するまでには残念ながら至っていないのではないかと推察いたしますが、御見解をお示しください。もしそうであれば、その要因も含め現状をお尋ねいたします。さらに、小学校における法教育の実践状況と中学校における法教育の実践状況について、発達段階に合わせた授業の実践や工夫、教材も含め、具体的な授業の実態をお尋ねいたします。

次に、現状を踏まえて、小学校・中学校それぞれの課題をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

小項目3つ目、法教育の実践に向けた展開について質問いたします。

現在、我が国の学校では、憲法を貫く基本的な考え方を社会科等の学習を通して具体的に無理なく理解させ、身につけさせようとする学習が行われてきているそうです。そして、その延長上で、罪を犯すとそれ相当の罰を受けなければならないという、犯罪教育、司法教育、人権教育、有権者教育、また、悪い人にだまされないようにという消費者教育、少年法、平和教育などなどが展開されていますが、予防法学の観点からも、また、法が持つ犯罪予防という一般予防的な効果としても非常に期待され、重要な法教育です。

今後、人権擁護の社会の実現を目指す上で、個人と個人との紛争をそれぞれ解決していくかなければならない権利衝突が今まで以上にふえると予測される社会の中で、今後の法教育の実践に向けた

展開をお尋ねいたします。

現代の子供たちを取り巻く環境は、スマートフォンのように文字や映像からの情報を直接得られる機会が非常に多く、そこから得た情報をどう受けとめ、処理をするのか、どう行動に移していくのか、とても喫緊の課題だと捉えています。

小中学生にとって物事に対する判断力や意見を表現するボキャブラリー、人の話を聞いて理解し、的確に応じることのできる能力に大きく貢献するのがすなわち法教育なのではないかと私は考えます。

最後に、日本でも国民の司法参加、実質的には2009年の裁判員制度の導入後、今の子供たちを取り巻く環境の中で、法に関する指導の充実について、それはすなわち、どんな子供たちを育てたいのか、その思いをお尋ねし、壇上からの質問いたします。

○島軒純一議長 大河原教育長。

[大河原真樹教育長登壇]

○大河原真樹教育長 それでは、学校教育における法教育に関する御質問にお答えいたします。

初めに、法教育の定義と学習指導要領における法教育の取り扱いについて申し上げます。

文部科学省及び法務省では、法教育とは、「法や司法に関する教育全般を指す言葉」であり、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」であるというふうにしています。法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であることに大きな特色があるとしています。

法教育は、21世紀に入って進んだ司法制度改革と教育改革の観点からも必要とされています。法務省における法教育研究会では、国民一人一人が、みずから司法に能動的に参加していく心構えを身

につける必要があるとし、知識を覚えることとともに、実生活で生きて働く力として、思考力、判断力、表現力を高めることを重視する法教育の考え方、「生きる力」の育成を目指す教育改革の流れにも沿うものであるとしています。

このような法教育の理念を受け、現行の学習指導要領では、小学校、中学校の社会科を始めとする諸教科、道徳、特別活動等において法教育の指導の充実を掲げております。

また、新学習指導要領では、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することが求められています。法教育にかかる理念も継続されており、今回の改訂では、特に主権者教育、消費者教育などの充実が掲げられているところであります。

続きまして、小学校及び中学校における法教育にかかる授業について申し上げます。

小学校3・4年生の社会科では、地域の社会生活を営む上で大切な法や決まりについて、6年生では、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについて学習します。これらは公民的資質の基礎として法教育とかかわる大切な学習内容であります。実際の授業では、「自分たちが住んでいるまちで誰もが幸せに暮らせるためにどのようなことが大切にされているのか」といった身近な社会的事象を考えながら学習を深めてまいります。指導に当たっては、調査活動を取り入れたり、さまざまな資料を活用したりして、児童が興味、関心を持って主体的に学習課題の解決に向かうことを大切にしています。

中学校の社会科公民分野では、個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培うことが目標とし

て掲げられております。実際の授業では、基礎的、基本的な知識を習得するだけでなく、多面的な思考力、公正な判断力、豊かな表現力を身につけることができるよう、調査活動を行ったり、友達との協働的な学び合いの場や、自分たちの考えを広く発信する場を設定したりするなど、工夫しております。また、人権教育や租税教育として外部の指導者を学校に招き、講話を正在进行る学校もあります。

先ほど申し上げましたとおり、学習指導要領では、社会科だけでなく、道徳や特別活動等における法教育にかかわる学習も重視されています。道徳では法や決まりにかかわる内容が、小学校、中学校の各学年で系統的に取り扱われています。また、特別活動では、約束や決まり事を守ること、ひいては公徳心の自覚を大切にすることを目指した学級活動や児童会活動、生徒会活動等が行われています。

法教育を進める上での課題としましては、より効果的な指導が期待できる法曹関係者と教員との協働的な教材開発や授業開発が進んでいないということにあります。また、道徳教育においては、発達段階に応じて決まりや法の意義をいかに学ばせるか、そして実践的態度をどのように培っていくのかが課題であると考えています。

最後に、法教育の実践に向けた今後の展開について申し上げます。

法教育を進めるに当たりましては、指導する教員の育成も重要であると考えております。法教育のあり方を理論的に学ぶだけでなく、より効果的な授業展開を図るための教材研究や教材づくりも大切でございます。教員が法曹関係者など有識者とのかかわりを持つことで、より効率的に教材開発が行えるほか、児童生徒の興味、関心が高まる学習活動につながったりすることも期待できますので、そのような機会を持つことができる方法を今後探ってまいりたいと考えております。

また、道徳教育におきましては、このたびの教

科化を踏まえ、児童生徒一人一人の道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度の育成に向け、引き続き教員研修の機会を設けてまいります。

今後も法教育の理念を大切にするとともに、現行の学習指導要領が全面実施となる趣旨を踏まながら、発達段階に応じた適切な法教育を開発し、必要な知識を身につけさせるとともに、その知識を日常生活や将来にわたって社会生活の中で適切に活用できる力を育成すべく今後も取り組んでまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○9番（齋藤千恵子議員） 御答弁ありがとうございました。

それでは、質問席から質問させていただきます。

ただいまの法教育という名称は、なかなか一般的には浸透していないというふうに、認知されているものではないというふうに言えるとは思うのですが、ただいま御答弁でいただいた定義というところもアメリカの法教育法によるところで、大変近いものがあるんだなと思って見せていただきました。

ちなみに、1978年のアメリカの法教育法が出ていたのですが、法律専門家でない人を対象にというところも全く同じなのだなというふうに思いました。それから、法、法過程、法制度、これらの基礎となる基本原則と価値に関する知識と技術を身につけさせる教育というふうに定義をしているというところで、世界各国ずっと見てみると、さまざまな法教育の定義がございましたが、アメリカの法教育の定義と似ているなと感じたところであります。

今御答弁いただいた中で感じるところは、社会の内なる活力を引き出すと、そういうふうな新学習指導要領なのではないかなと思って聞いておりました。法や決まりの教育の充実というものを目指しているということでございました。そういうふうに理解するところであります。新しい取り組

みでもありますが、さらなる充実というふうに理解しているところがありました。

聞き取りのときもお話しさせていただきました、先進的な取り組みということを少しだけ御紹介させていただきます。群馬県です。群馬県の群馬県法教育推進協議会というものを設立した先進的な取り組みを御紹介申し上げます。

会長が県の教育長で、副会長が高崎市の教育長さん、そして県の教育次長さんでいらっしゃいました。群馬県において法教育などに取り組む機関、団体、個人、学校関係者及びP T A関係者をもつて組織します。

子供たちに法的な物の見方や考え方を育成するとともに、学校関係者や保護者等と連携し、子供たちの健全育成の推進を図ることを目的として設立されました。

すごいなと思ったところは、取り組みとして、法教育研究協議会は、高崎市立の中学校等を会場に実施されたものですが、1つ目が、モデル授業として「いじめ防止をテーマとした弁護士とのコラボレーション」ということで、1学年6クラス、特別活動の人権教育の授業を行った。それから2つ目が、学校教育における法教育の実践報告。そして3番目が研究協議ということで、中学校それから高校ですが、中学校でのモデル授業の中で「STOP！自転車事故～多くの人を不幸にする自転車事故が起こる前に～」ということで、そんなモデル授業も行われた。また、高校でも、「学校における改正道路交通法の指導上の留意点」ということで、さまざまなモデル授業が行われたというようなことがあって、先進的な取り組みだなと思って伺っておりました。

今、御紹介しました事例、本市でももし取り組めるところなどありましたら、どのようにお考えでいらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 法教育に関する内容につ

きましては、知識理解という点では社会等でも勉強してきているわけですけれども、今議員御指摘のとおり、本当のルールの成り立ちですとか、何のためにルールがあるとか、そういったところまで深く子供たちにおりていらない部分があるのかなというふうに思います。

法教育については、今お話があったような弁護士会だとか外部の専門の方を招いて、一緒に教材開発をしたり授業に招いてというような出前授業の提案や例なんかも大分紹介されてきているようあります。

これからますます、知識理解だけでなく課題解決型の学習の中でより深く学んでいけるように、さまざまそうした外部の方との協力、連携を図っていきたいと考えております。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○9番（齋藤千恵子議員） もう一つ、大変効果的な取り組みだなと思ったところが、お隣の秋田県の秋田大学教育文化学部附属中学校の実践例、これも効果的な取り組みをなさっていらっしゃるんだなと思って御紹介させていただきます。

秋田大学教育文化学部附属中学校では、「町内会におけるごみの置き場をどこにするか」という問題を各グループごとにさまざまな立場に立って議論し決定するという設問が1つ。もう一つは「持ち物検査がどのような状況で許されるのか」ということについてさまざまな状況、例えば家庭内でお母さんが行う場合、学校で先生が行う場合、空港で職員が乗客に対して行う場合などを例にとって考えるという設問2つがありました。合計で6時間の授業を行ったわけですが、そこでは、ここが画期的だなと思ったのですが、弁護士さんがサポート役に入られました。もちろん授業を進めていらっしゃるのは先生ですが、脇に弁護士さんがついてサポートの役割を果たされたそうです。

このように、単に理解したり記憶したりという授業から一步進めて、現実の問題に対して子供たちがいかに対処していくのか、どう対処できるの

か、この問題をいかにして解決するのかということをいろいろな立場から考えるという手法を学んでいく、とてもいい事例だなと思って拝見いたしました。

今、御答弁にもありました、今まで専門家がサポート役に入ったり、専門家などの外部講師の方を呼んで授業を行ったというような事例があつたら御紹介ください。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 弁護士の先生をお呼びしての授業というのは本市では聞いておりません。ただ、先ほど教育長の答弁にもありました、租税教室ですとか人権教室ということで、外部の先生からお話を聞きしたり、映像等で具体的な場面を想定して学習したりというようなことは行われております。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○9番（斎藤千恵子議員） 生徒たちにも法的な考え方、物の見方というものを身近に感じてもらえる、そうしたい機会だと思いますので、今後ぜひ積極的に取り入れていただきたいなと思います。

私は山形県青少年健全育成審議会というところの隅っこに名前を連ねてますが、その中でさまざま感じことがありますので、少しお話しさせていただきたいと思います。

現在の状況や事案などの説明を毎回県の子育て推進部というところから頂戴しているのですが、その中で青少年の非行情勢については、平成29年度の刑法犯少年の検挙、この人員は戦後最少を更新したのですが、人口比、いわゆる人口減の状況の中では成人と比べ高い水準にあるというような発表がありました。引き続き非行防止活動を積極的に取り組んでいかなければならぬ状況です。

その中で私が最も危惧していることの一つに、スマートフォンや、ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSを始めとする新たな機器サービスが急速に浸透している状況です。青少年を取り巻くインターネット利用の環境が大きく

変化する中で、児童ポルノの事件の被害、その児童数、そしてSNSの利用が起因する児童買春など、とりわけ自画撮りの被害を含む児童ポルノの事案が本当に被害が顕著に出ている中で、そういう被害に遭った児童の方が増加の一途をたどっている、このことは大変危惧し、また憂慮すべき点だと思います。

聞くところによりますと、山形市ではスマートフォンを中学生には持たせないというような取り組みをPTAのほうでなさっていらっしゃるのだろう。県内各市からも出ていらっしゃるものですから、さまざまな意見交換などがあり、また本屋さんとか携帯電話会社の方とか、さまざま専門家の方々もその審議委員の中にはいらっしゃるのですが、本当にこんなことが起きたのかと、山形県でもこんなことが起きているのかというふうな事案があり、本当に危惧しているところです。

人の目の行き届かないSNSを利用して自殺願望を投稿するなどした青少年の心の叫びにつけ込んで言葉たくみに誘い込み、誘い出して殺害するという極めて残酷な、極めて卑劣な手口による事件も発生したところです。

現在、本市においてもあいさつ運動、見守り運動、そして子供たちを事故や犯罪から守ろうとするそういった運動を展開していらっしゃる団体、それから各地域の取り組みなど、十分認識しているつもりでおりますが、学校においては、子供たちを取り巻くそういった環境から子供たちを守るためにさまざまな手立てや指導をなさっていらっしゃることと思いますが、その点について教えてください。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 今、御指摘のとおり、SNS、スマートフォン等の普及によりまして、今まで考えられないような事件が起きていたり、子供たちを取り巻く環境は本当に変わってきております。例えば高校生、中学生という年代から小学生のほうにだんだんおりてきておりますし、所有率という

か保持率については、自分では持っていないでもうちの人のを借りるとか、そういったことで大分広まっているのかなというふうに思います。

SNSにかかるトラブルも起きておりますので、学校のほうではまず子供たちに指導ということで、さまざまな外部の講師をお招きして、警察署もそうですけれども、実際にお話を聞きしたり、非常に生々しい場面の映像を見せていただいて、こういうことがあるんだよとか、こういうときにどうしたらいいというような具体的な学習をしております。

また、あわせて、学校によりますけれども、コミセンと連携しまして、保護者対象の講習会をしたりといふことも進めております。

やはりこれは学校を離れて家庭で使う時間が多いものですから、家庭との連携というか協力も必要でありますので、学校だけでなくさまざまな方を巻き込んでその改善に当たりたいといふうに考えております。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○9番（斎藤千恵子議員） 本来なら、家庭での教育ではないかなと私も思いますが、現実問題としてやはりさまざまな保護者もいらっしゃいますので、保護者へのそういった現在の状況を知らせるという意味、それから予防するという観点でも、今後もぜひ強力に進めていただきたいなと思っております。

ちなみに、皆様、御存じだとは思うのですが、ここで1つだけ、県が平成29年度に出した重点の課題ということで取り組んでいる、これは今申し上げた審議会のほか、PTAもそうですし、それから各種団体もそうですし、みんなで重点課題7つについてしっかりと取り組もうということをしているところを御紹介申し上げます。

1つ目が、インターネット利用に係る犯罪被害等の防止。2つ目が、子供の性被害の防止。3つ目が、有害環境への適切な対応。4つ目が、薬物乱用対策の推進。5つ目、不良行為及び初発型非

行（犯罪）等の防止。6つ目が、再非行（犯罪）の防止。そして7つ目が、ふえてきていると言われている、まだまだふえてきております、いじめ・暴力行為等の問題行動への対応。この7つですが、特にインターネット利用にかかる犯罪、この被害などがないように、防止に関して重点を置いた取り組みを行っています。

ここで、こうしたさまざまな活動のほかに、倫理という意味で活動をなさっていらっしゃる、これは全国組織ですが、米沢にも倫理法人会というものがございます。倫理法人会のほうは、一つは経営者に向けた倫理。経営者として社員の方々にどういうふうに倫理という面で教育をしていくのか。それからもう一つは、家庭教育の倫理というふうな2つに分かれています。毎週朝、モーニングセミナーという形で行っております。議員の方の中にもおいでになる方がいらっしゃいますが、毎週朝、眠い目をこすりながら、倫理ということについて改めて考える大変いい貴重な時間です。

何も難しいことはないのだということで少しだけ御紹介します。とても皆さん納得のいく言葉だなと思うのですが、言葉だけ御紹介します。「人は鏡、万象は我が師」「夫婦は一対の反射鏡」「子は親の心を実演する名優である」「肉体は精神の象徴、病気は生活の赤信号」「約束を違えれば、己の幸いを捨て人の福を奪う」「本を忘れず、末を乱さず」「人生は神の演劇、その主役は己自身である」、これは一部なんですが、こうした17カ条に及ぶ本当の実践を毎週、みんなで大きい声を出してきっちり唱えます。決して宗教でも何でもないのですが、ここで私がいつも思うのは、毎回毎回口に出すことで本当に実践、その実践も何の理屈もなしにただもの実践する、それが大事なのではないかなと思って、倫理という意味では、こういった会で皆さん頑張っていらっしゃいます。全国各地で、曜日は違えど、朝のモーニングセミナーということで、どこかに出かけたときも、その地でモーニングセミナーがあれば参加できると

いうようなそんな仕組みでございますが、これからも理屈なしにやってみる、実践してみる、そんな団体があることも御紹介させていただきます。

次に、小項目2つ目、法教育の現状と課題についてお尋ねいたします。

ただいま御答弁いただきましたが、平成24年11月、法務省が出しました小学校における法教育の実践状況に関する調査研究報告書、同じく中学校における法教育の実践状況に関する調査研究報告書というのがありますて、大変莫大な量でございましたが、読むのにも本当に大変なほどのアンケート結果でございました。学校における実践の状況についての報告書でございました。小学校、中学校それぞれにおける法教育の実践状況を把握するということは大変大事なことなのだなと思ったのですが、その中でとても興味深いなと思ったところがあったので二、三お話しします。

質問の32番目の中に、法律家や関係各機関との連携に関する意見や要望という項目がありました。その中で多かった意見、「情報の少なさ」というのがまず挙げられておりました。「どこへ連絡していいのか、何ができるのか、費用はどれくらいかかるのか」といった手続面と、「どのような実践事例があるのか知りたい」という内容面についての情報を求める声がとても多かったです。また、具体的な意見では、「メリットがわからない、難しい面もあるのではないか」といった否定的な内容もございましたが、先ほど御答弁にもありました「『法のプロ』と『教育のプロ』が共に知恵を出してできるのが法教育であると思う、ぜひ双方で法教育をつくる場の設定を様々なところで設定してもらえば」という積極的な意見や要望もたくさんあったようです。

また、33番目の、法律家や関連各機関が行う教員研修で取り上げてほしい内容や研修というところに関する意見や要望でも大変興味深いところがありました。それは大きく分けて法教育に関することと、学校が抱える問題の法的な対処法、この

2つに分けられたようですが、まず、法教育に関することの中で多かったのは、「子どもたちに身近な法、裁判員制度、著作権、いじめの問題」などについての授業での取り上げ方がありました。また、「法教育を初めて知ったので法教育に関する初歩的な研修をお願いしたい」というものから、「何をもって法教育とするのかが徹底していないと感じる」というような意見もありました。また、学校が抱える問題の法的な対処法については、「保護者のクレーム対応、児童の事件・事故やいじめ問題への対応」など、現在の学校が抱える多様な問題を反映した要望となったようでございます。これ以外では、「専門家による研修をぜひ受けたい」という声も比較的多かったようです。

今御紹介しました小学校における法教育の実践状況に関する調査研究、そして中学校における法教育の実践状況に関する調査研究の報告書でしたが、本市でもさまざまな取り組みをなさっていらっしゃるのかと思いますが、教材というところについて少し質問させていただきたいと思います。

発達段階に合わせて授業の実践とか工夫など、さまざまななさっていらっしゃると思うのですが、教材というものが子供の興味や関心、それはもちろん発達段階によって違うわけですが、そういうしたもの、それから子供の目線に即した教材が求められているんだなと思ってこの報告書をずっと読みながら感じたところです。

子供にとって決まりというのは、自分の生活をまるで少し規制されているんじゃないかという認識が子供たちの中には強いのではないかなと思いますが、それを「決まりは自分を守るもの」というふうに考えられるような教材があればというより、そういう教材をぜひ使っていただきたいなと思うところなのですが、その点はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 小学生も中学生も、決まりは守らなくてはならないということは十分わか

っているのだけれども、なかなか守れないというのは、そもそも何でルールって必要なのかとか、どうやってルールって決まってきたのかというところ、大事な最初のところの理解が自分のものになっていないのかなというふうに思います。

例えば法務省における法教育の取り組み紹介ということで、実際、教材化になっているものもありまして、中学生ですが、「ルールづくり」「私法と消費者保護」「憲法の意義」「司法」「ルールについて考えよう」「裁判員制度」というような教材もあるようあります。各学校のほうでこういった教材なども利用しながら、実際、子供たちに身になる教育を実施しているというふうに思います。

また、中学校の社会科の公民の教科書ですけれども、例えばということで「言葉で伝え合おう」「シミュレーションもしも私が裁判員裁判に参加したら」というような取り組みも紹介されております。

こういった形で、最初のほうと重なりますけれども、知識理解でなく、自分だったらどうするかというような具体的な場面に合わせて、自分でしつかり考えて行動できるようにというような教育が求められておりますので、これからますますこうした具体的な授業内容、教材の開発のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○9番（斎藤千恵子議員） そうですよね。自分の意見もしつかり述べなければいけないけれども、人の意見もその2倍聞く、といった感覚、そういうことを小さいときから本当に積み重ねる。学校ばかりでなく家庭でもそんなふうになってほしいと思います。

そして、本来は国民を守るべき、国民を守るという観点からの法律だということを、ぜひ小さいうちからこうした教材を使って教えていってほしいなと思います。

次に、小項目3つ目、法教育の実践に向けた展

開についてということで、御紹介ばかりで恐縮でございますが、東京都の教育委員会の取り組みもすごいなと思ったところです。山形県でも、そして米沢市の教育委員会でもさまざまな取り組みをなさっていらっしゃると思いますが、ひとつこういった例もあるということで参考までに御紹介させてください。

東京都の教育委員会、自由で公正な社会の担い手として、主体的に社会の形成に参画する資質、能力を育成するために法に関する教育に取り組んでいる、そういう目的だそうあります。そして、さまざまな育てたい生徒像ということで3つほどありました。1つ目が、法や決まり、ルールに対する興味、関心を持つ。そして法や決まり・ルールの基本的な理念や意義、役割、その意味するものについて理解する。3つ目が、法や決まり・ルールを遵守、それをを利用して問題解決を図ることで主体的に社会形成へ参画する。今、指導部長おっしゃったとおりにそれぞれにそういった子供たちの育成を目指すということで、東京都も同じような生徒像を述べていらっしゃるようでございます。

今、ずっと法教育について質問させていただきましたが、授業数も減り、それからさまざまなことに取り組まなければならない。そしてましてや法教育は発達段階に合わせて継続的に小さいながら取り組んでいかなければならない。学校現場だけでなく、もちろん家庭でも、社会の中でも、継続的に発達段階に合わせて取り組んでいく、そういう大変重要ですが、非常に学校現場では大変な御苦労もなさっていらっしゃると思います。今申し上げた発達段階に合わせた継続的な取り組み、そういうものを授業日数も減っている中でぜひ取り組んでいただきたい。取り組んで、米沢の未来を背負っていく子供たちにこうした法教育を継続的に続けていただきたい、そういう思いできょうは質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で9番齋藤千恵子議員の一般質問を終了いたします。

::::::::::::::::::

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。
御苦労さまでした。

午前11時55分 散 会